

[平成18年第 6回12月定例会-12月14日-04号]

◆14番（松坂知恒議員） お疲れさまです。市民・民主フォーラムの松坂知恒です。

第136号議案、そして第150号議案から第154号議案の合わせて六つの議案にわたり質問いたします。

山県西部消防組合の解散に伴い、広島市が湯来地区及び安芸太田町、廿日市市吉和地区の消防事務を引き受けるとのことです。消防局は、これに伴い、広島市人事当局に、消防職員の増員を求め折衝中とのこと。一方で、消防局職員は、18年4月1日から今日まで、多くの退職者を出しており、その理由は、病死、事故死などさまざまです。消防局が幾ら増員を図っても、多数の退職者が出て、消防隊や救急隊に常時欠員が生じ、他の部隊から応援にきてもらってしのいでいると聞きます。健康管理や精神面での配慮はなされているのでしょうか。佐伯区所属の産業医が消防局すべての労働安全衛生法上の業務に当たっているとのことですが、佐伯区厚生部職員としての務めを果たす傍ら、産業医の業務は困難と言わざるを得ません。労働安全衛生規則第15条の第1項によると、産業医は、少なくとも毎月一回、作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければならないとされています。消防局に聞いたところ、この産業医は、18年4月1日からきょうまでの間に、7月中旬のわずか一回だけの巡視を行ったとのこと。労働安全衛生法に違反している状態が、今年度の4月から8カ月以上の間放置されています。幾ら、今回他の自治体の消防業務を引き受けるといっても、身体及び精神の健康に十分な配慮がなされていない職員が、住民の生命と安全を守るのだと言われても住民は不安でなりません。

そこでお聞きします。

1、今回の山県西部消防組合の解散で、広島市は新たにどれだけの業務を引き受けるのでしょうか。2、その際、広島市の定員は何名ふえるのでしょうか。また、増員された職員はどういった業務につくのでしょうか。3、消防局の職員の平成18年4月から現在までの退職者の数と退職理由は何だったのでしょうか、お答えください。4、病気による死亡が2名いると聞きますが、集団健診の受診者数とその比率を教えてください。また、その結果、再検査や治療が必要とされた人の数と、全体に対する割合をお答えください。また、その人たちへだれが受診を働きかけているのか、その結果、何名が再受診したのかお答えください。5、産業医の職場巡視が年に一回しかなされていませんが、規則によると、事業者は産業医に対し、少なくとも毎月一回の職場巡視をなし得る権限を与えなければならないとあります。ここで言う事業者とはだれのことでしょうか、お答えください。また、この事業者は、職場巡視の権限を産業医に与えていないのでしょうか、お答えください。6、職員の健康管理に、法令で定められた十分な配慮がなされておられません。事業者は、今後どのような配慮をしていくのか、身体面、そして精神面について、それぞれ、いつか

ら、どのようなことを行っていくのかお答えください。

これで質問を終わります。答弁によりましては再質問させていただきます。

御清聴、ありがとうございました。(拍手)

○藤田博之 議長 消防局長。

◎傳平益三 消防局長 6点の質問に、順次お答えいたします。

まず、解散で新たにどれだけの業務を引き受けるのかということでございます。

平成19年3月31日をもって、山県西部消防組合を解散することに伴い、湯来地区を本市が直轄するとともに、安芸太田町及び廿日市市吉和地区の消防事務を受託することとしています。湯来地区につきましては、他の市域と同様の消防サービスを提供するため、これまでの防災業務や消防団事務に加えて、新たに火災、救急などの業務を行います。また、安芸太田町及び廿日市市吉和地区につきましては、火災、救急救助などの災害対応や火災予防指導業務などの消防に関する事務、火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、広島県の特例条例で、市町が処理することとされた事務を受託することとしております。

次に、定員は何人ふえるのかということでございます。

山県西部消防組合では、湯来地区及び安芸太田、吉和地区に38名を配置しておりますが、本市が行う場合は、湯来地区に22名、安芸太田、吉和地区に21名の計43名の配置が必要と考え、関係部局と協議しているところです。その職員は、火災、救急救助、火災予防指導などの消防業務に従事いたします。

それと、3点目ですが、4月から現在までの退職者数とその理由は何かということでございます。

消防局では、本年4月から7名が退職しております。その理由につきましては、自己都合によるもの2名、病気による死亡者2名、事故等による死亡者2名、その他1名となっております。

続きまして、集団健診の受診者数に関してでございます。

平成17年度の定期健康診断は、人間ドックで代用した職員を含めて、対象となる全職員1,106名が受診しております。そのうち、要治療を含む再検査が必要とされた職員は292名で、26%となっております。定期健康診断の結果は本人とその所属長に送られ、再検査が必要な職員への受診への指導等は所属長が行っています。再検査は204名が受け、70%の受診率となっております。

続きまして、職員の健康管理に十分な配慮がなされていないということでございます。

職員の健康管理については、産業医による職場巡視、職員への研修、健康相談、長期療養者の職場復帰面接などのほか、消防職員は深夜業務があるため、労働安全衛生規則により、年2回の健康診断を行っています。このほか、各所属で年2回以上、上司による個人面談を実施し、メンタルヘルスを含めた相談指導を行っています。

今後は、これまで求めていなかった定期健康診断結果に基づく所属長の指導の結果や、

再検査の実施状況等を所属長から報告させて、管理の充実を図ります。また、再検査を確実にを行うことを徹底できるよう、定期健康診断を代用する職員には、2月末までとなっている人間ドックの受診を上半期に受診するよう職員を指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 職場巡視がされていないということについて、事業者がさせる権限を産業医に与えないといけないということなんですけれども、事業者とはだれを指すのかということをお答えになってません、教えてください。

それから、年2回の健康診断が義務づけられているということなんですけれども、平成8年10月1日に労働安全衛生法が改正されまして、事業者はその健康診断の結果、これは、2回されているんなら、その2回ともですけれども、所見がありというふうに認められた人に対しては、健康診断の行われた日から3カ月以内に、医師や歯科医師の意見を聴取しなければならないというふうに改正されたんです。ここで言う医師というのは産業医のことではなくて、いわゆるかかりつけの医師とか歯科医師のことを指すわけで、その医師から聴取した意見を当該労働者の健康診断個人票に記載しなくてはなりません。これに伴って、健康診断個人票に医師の診断、これはかかりつけの医師ですが、それと、診断した医師の氏名とは別に、また別のお医者さんが意見を書く欄というのを新たに設けよということになっておりますが、そのようにですね、再受診を70%の人がされたというのであれば、それぞれどういう意見が出ているのか、把握しているのか、それを産業医は見ているんですか、佐伯区の職員の方は。そういう点検をされているのか、休ませなければいけないのなら休ませなければいけないわけですね。病死が2名というふうに聞きましたけれども、じゃあ、そういう配慮がされていたのであれば、その死亡は防げたのではないかという気がしますけれども、幾らたくさん雇ってもですね、次から次から病気になって倒れられたりですね、あるいは心の病にかかられた方もいて、自殺をされた人もその他の1名に入るのか、事故の2名に入るのかですが、結果的に自殺された人もいるということです。心の面の配慮も本当にされているのか。人の命と言いますか、市民や住民の生命を守る人が病んでいたのでは、とても守れないというふうに思うんですけれども。

消防局の問題ではありますが、市の職員の健康管理ということになると、企画総務局の福利課の仕事かなというふうにも思うんですけれども、そういう受診者が何人いて、所見があった人が何人いて、その人たちに再受診を求めるという業務は、一体企画総務局の仕事なのか消防局の仕事なのか、どっちなんですか、どっちがやってるんですか、その点も教えてください。

職場巡視をしておりませんが、それをさせる権限を与える事業者とはだれなのか、あるいは医師の意見、かかりつけの医師の意見、あるいは再受診のときに受診した医師の意見というのを記載する形式をとっているのかどうか、それについて、産業医が改めて意

見を述べるようになっていくわけですね。こういう病気なら休ませにやいけんとか、定期的にも受診をさせないといけないとか、そういうようなことを書くようになってるんですけど、それを消防局長は確認しているのかどうか。

それから、3点目は、企画総務局の仕事なのか、消防局の仕事なのか。

3点お答えください。

○藤田博之 議長 消防局長。

◎傳平益三 消防局長 まず、事業者とはだれかということでございますけれども、消防局においては消防局長ということになるかと思えます。

それと、先ほど、再検査の結果の産業医の確認については、17年度についてはちょっと今確認をしております。

それと、もう1点につきましても、いわゆる職場の管理者ということになるかと思えますので、それぞれの所属長ということになるかと思えます。

以上でございます。

○藤田博之 議長 松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） いや、産業医の権限として、その健康診断の結果について、要再受診であるとか要治療という方については、産業医の権限で医者にかかれと、検査を受けろということと言わないといけない。そういうことを、どうも消防局長さんも理解されていないようですし、企画総務局長さんも知らぬ顔の半兵衛で座っておられますが、この法律ですね、労働安全衛生法という法律、これについては以前から議論もしておりますし、森元さんという人が大分前に助役されてましたけど、その方が、私の記憶では、今の広島市の状態は労働安全衛生法違反であるということで、専属の産業医を市役所庁舎内に置かれたけれども、その産業医の方は、専属ということだから市役所の中だけで仕事をしているのかと思うと、違う広島市の職場で働いてるんですね。そうでしょ、病院事業局長。そのように、この法律はですね、守られていないんですよ。皆さんが総ぐるみで守ろうとしてないのか、あるいはこの法律の存在そのもの、あるいは条文の中身を知らずに市長をやったり助役をやったり、局長やったりしてるんじゃないかと。知らずに法律を運用して何かやっていると。知らないのか、あるいは知っててもできんけ、法律のとおりにはようせんものんじゃないことなのか、その質問だけ答えていただけますでしょうか。

どなたか答えてください。知らないのか、知っているけど、できないからやらないのか、どちらかだと思いますが。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎南部盛一 企画総務局長 産業医の配置等につきましては、労働安全衛生法に規定がございまして、その内容については承知しております。ただ、これまで、その確保についていろいろな、医師であっても、なおかついろんな条件があったりして、採用が難しかったというような面もあるわけですが、先日決算特別委員会で議員からも御指摘を受けまして、現在本庁舎の産業医につきましては、業務内容の再点検をいたしております。

て、健康管理体制の充実といった観点から、その勤務体制についても検討してまいりたいというように考えております。

それから、本庁舎以外の産業医につきましては、今議員も御指摘ございましたように、社会局とか、それから、区役所の一応兼務ということになっておりますので、関係部局とも協議を行いながら、産業医としての活動の充実という観点から、早急に検討してまいりたいというように考えております。

以上でございます。